BCG 予防接種説明書

1．予防接種の対象となる病気

◆ 結核

結核菌という細菌が体の中に入ることによって起こる病気です。いわゆる空気感染を起こし、一般的に結核菌は肺の内部で増えるため、咳、痰、発熱、呼吸困難等、風邪のような症状を呈することが多いですが、肺以外の臓器が冒されることもあり、腎臓、リンパ節、骨、脳など身体のあらゆる部分に影響が及ぶことがあります。また、結核菌に感染した場合、必ずしもすぐに発症するわけではなく、体内に留まったのち再び活動を開始し、発症することがあります。特に、小児では症状が現れにくく、全身に及ぶ重篤な結核につながりやすいため、注意が必要です。

結核を発症した場合、無治療でいると 50%程度の方が亡くなってしまうといわれています。現在は、化学療法の進歩がめざましく、ほとんどの例を抗結核薬で治すことができます。ただし、髄膜炎を発症してしまった場合は、現在でも 30%程度の方が亡くなり、治った方においても後遺症を残すことがあるといわれています。

2．BCG ワクチン（生ワクチン）

BCG は牛型結核菌を弱毒化してつくったワクチンです。

BCG の予防接種は、スタンプ方式で上腕の 2 ヵ所に押しつけて接種します。接種部位は日陰で 10 分程度乾燥させ、乾くまでは触らないようにしましょう。

BCG 接種が適切に行われれば、結核の発病を接種しなかった場合の 4 分の 1 程度に抑えることができ、結核性髄膜炎や粟粒結核など小児の重篤な結核の発病予防には特に高い効果があります。また、一度接種すれば、その効果は 10～15 年程度持続するといわれています。

3．副反応

接種後 10 日頃から接種部位に赤いポツポツができ、一部に小さいうみができることがあります。この反応は接種後 1 ヵ月頃に最も強くなりますが、やがて、かさぶたができて接種後 3 ヵ月までには治り、小さな傷あとが残るだけになります。このような反応は、BCG ワクチン接種後には一般的にみられるものであり、自然に治るので、塗り薬や貼り薬はつけず、そのまま清潔に保ってください。ただし、接種後 3 ヵ月を過ぎても接種のあとがジクジクしているような場合には医師に相談してください。

上記のような症状は、接種後 1 ヵ月頃に最も強くなるとされていますが、すでに結核に感染していた場合、接種してから 1 週間～10 日以内（多くの場合は 3 日以内）に症状がみられることがあります。一種のアレルギー反応によるものと考えられていますが、このような現象を「コッホ現象」と呼びます。<u>コッホ現象と思われる反応がお子さんにみられた場合は、すみやかに医療機関を受診してください。</u>

その他、リンパ節の腫れや局所・全身の皮膚症状などの比較的軽度な局所反応が一定の頻度でみられます。また、骨炎や全身性の BCG 感染症、アナフィラキシーなどの重大な副反応が稀に報告されています。

4．接種時期

1 歳に至るまでの間に 1 回

（標準的には、生後 5 ヵ月から 8 ヵ月に至るまで）

予防接種を受けるに際し、次のことに十分注意のうえお受けください。

○ 予診票は、接種を受けるお子様の当日の健康状態を保護者の方が責任をもってご記入ください。
（各項目の記入漏れがないようにご注意ください）

○ 説明書及び下記の注意事項をご理解のうえお受けください。

（1） 予防接種を受けられないお子さんは、次のようなお子さんです。

① 明らかに発熱のある人（37.5℃以上の方）。

② 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな人。

③ その日に受ける予防接種によって、または予防接種に含まれている成分で※ アナフィラキシーを起こしたことのある人。

④ その他、医師が不適当な状態と判断した場合。

※アナフィラキシーとは、接種後30分以内に起こるひどいアレルギー反応のことです。汗がたくさん出る、顔が急に腫れる、全身にひどいじんましんが出るほか、はきけ、嘔吐、声が出にくい、息が苦しいなどの症状に続きショック状態になるような、はげしい全身反応のことです。

（2） 予防接種の効果や安全性を確保するため、異なる種類のワクチンを接種する際は、次のことにご留意ください。

注射生ワクチン	27日以上あける →	他の注射生ワクチン
BCG・MR・麻しん・風しん・水痘・おたふくかぜ　等		

上記以外では、異なる種類のワクチン接種間隔は制限なし

（3） 接種後の一般的注意事項は次のとおりです。

①接種当日は過激な運動はさけてください。

②接種後生ワクチンでは4週間、不活化ワクチンでは1週間は副反応の出現に注意してください。

③入浴は差し支えありませんが、わざと注射した部位をこすることはやめ清潔にたもってください。

④局所の異常な反応や体調の変化を訴える場合は、速やかに医師の判断をお受けください。

⑤接種後、高熱・けいれん・不機嫌等の異常な症状をあらわした場合は速やかに医師の診察を受けてください。

（4） 予防接種による健康被害救済制度

予防接種によって引き起こされた副反応により、医療機関での治療が必要になったり、生活に支障がでるような障害を残すなどの健康被害が生じたりした場合には、給付を受けられる可能性があります。

※その際には、健康増進課までご相談ください

（健康増進課　電話　0285-22-9526）